

## 「森林経営管理制度」の推進について

### I 制度全般の概要

#### 1 背景

国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代を迎えている。

しかし、国内の民有林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われないう事態が発生している。

#### 2 課題（森林の適切な経営管理が行われないと）

- ・ 災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進に支障が生じる。
- ・ 所有者不明や境界不明確等の課題が発生しており、森林管理に多くの労力が必要になる。

#### 3 制度の目的（根拠法令等）

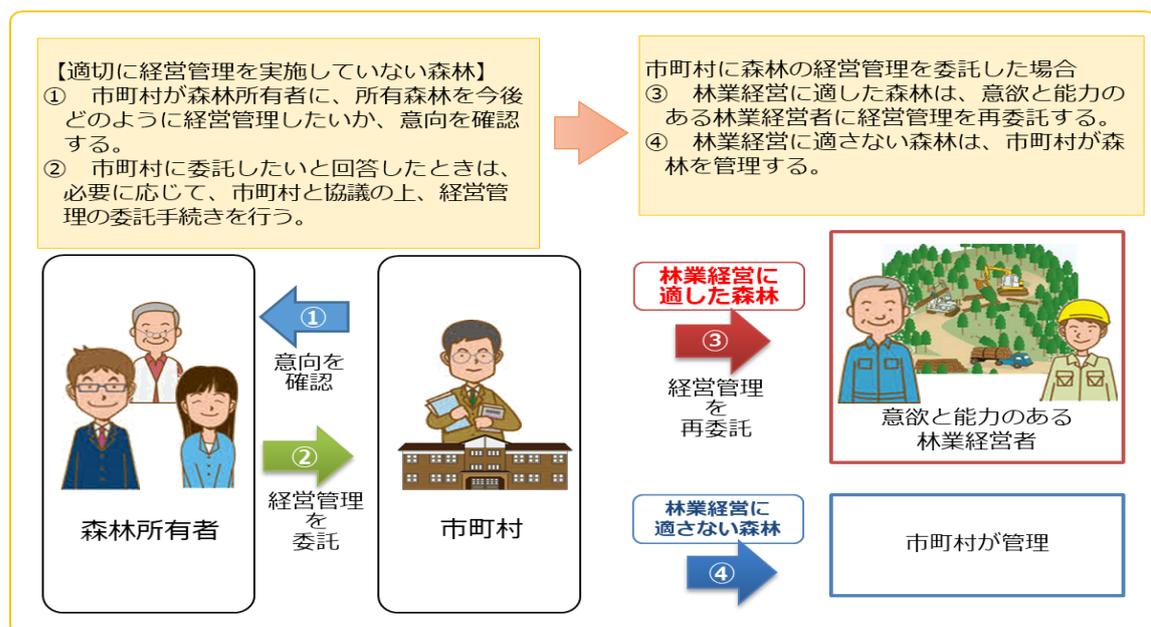
適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ること。

【新たな根拠法令】

「森林経営管理法」（平成 30 年 5 月 25 日可決成立、平成 31 年 4 月 1 日施行）

#### 4 制度の内容

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を目指し、森林管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者を繋ぐシステムをいう。



#### 5 必要な財源

森林環境譲与税を財源として活用できる。

（森林環境譲与税は、市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるとされている。）

## II 「森林経営管理制度」運用に係る木曽地域の取組概要

### 1 背景

平成31年4月に施行された森林経営管理法に定められた「森林経営管理制度」がスタートした。しかし、木曽地域の町村は、人員や専門人材が不足していることから制度を運用することができない状況であった。

このため、町村、広域連合等の担当課長を委員とする「森林経営管理制度木曽広域連携検討会議」を設置し、この制度を運用するための具体的な広域連携方法の検討を実施した。

### 2 経緯

#### (1) 森林経営管理制度木曽広域連携検討会議の開催

- 検討会議を6回開催し、広域連携方法の提案を作成し町村長等に説明。

#### (2) 木曽広域連合での検討

- 令和元年9月の「木曽広域連合」正副連合長会議において、森林経営管理制度業務を広域連合で取扱うことを決定。
- 「木曽広域連合」副町村長・幹事会合同会議（総務課長を含む）において、体制、取扱業務、財源（分担金）等について調整。

### 3 広域連携の方法

町村と同様に法律制度を運用できる木曽広域連合に専門的な技術や知識を集め、新たな部署を設置して令和2年度から制度を推進する。

#### (1) 組織体制

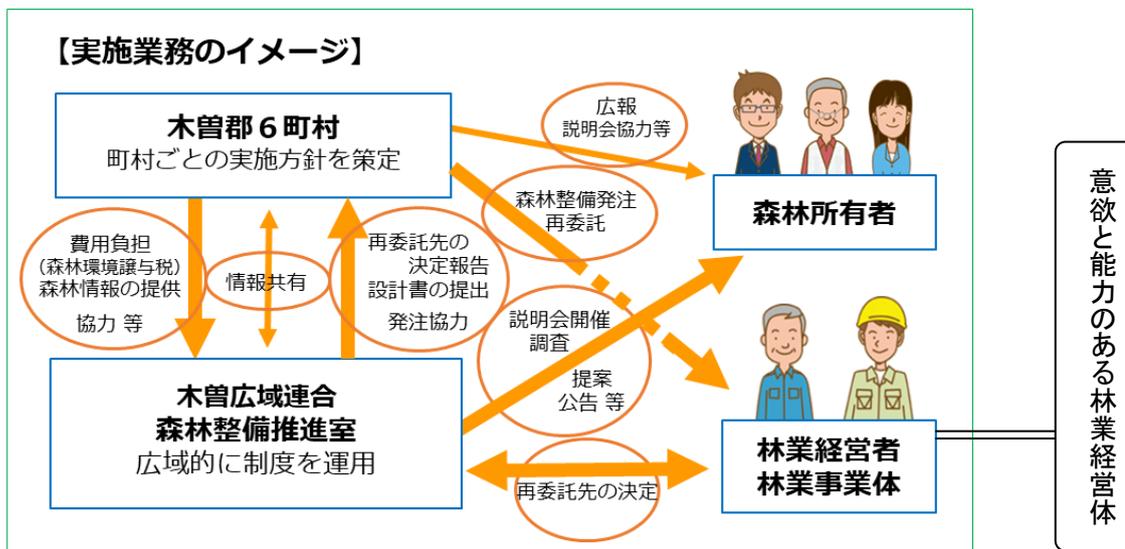
- 木曽広域連合 地域振興課内に「森林整備推進室」を設置
- 新たな部署の職員として、県及び町村派遣職員並びに広域連合職員を配置

#### (2) 実施業務

町村が策定した「実施方針」に基づき、森林所有者の意向調査から集積計画の作成・再委託先の決定、森林整備の実設計画までを行う。

#### (3) 運営及び制度運用財源

- 人件費等の運営費及び事業費は、合意して定めた負担割合により各町村が「森林環境譲与税」から分担金を負担する。



### 4 現在の取組状況（令和3年1月末現在）

#### (1) 実施方針の策定状況

実施方針は、各町村とも策定済みで、主に森林の防災・減災機能の向上などを重視した対象森林の選定を行うこととしている。

#### (2) 制度業務の実施状況

町村数	団地数	面積	筆数	所有者数	森林調査済	説明会済	アンケート実施済 (意向調査)
6町村	9団地	511ha	766筆	207人	9団地	7団地	5団地